

事 務 連 絡

令和 7 年 7 月 4 日

静岡県宅地建物取引業協会長 様

静岡市危機管理局危機管理課

内水ハザードマップの公表に関する協会の皆様への周知について

平素より本市防災行政に御協力いただきありがとうございます。

令和 7 年 7 月 1 日付けで、水防法に基づく「雨水出水浸水想定区域※」を指定したことに伴い、新たに内水ハザードマップを公表しましたので、ご案内いたします。

重要事項説明には、必ず説明くださるよう、加盟事業者への周知をお願いします。

※令和 3 年の水防法改正により、想定し得る最大規模の降雨（静岡市では 1 時間あたり 147mm）による内水氾濫（公共下水道や水路等からの溢水や河川の上昇により河川に排水できずにマンホールから水があふれることで発生する氾濫）を想定した「雨水出水浸水想定区域」の指定が市町村長に義務付けられた。

記

- 1 公表マップ 内水ハザードマップ
- 2 公開先 静岡市地理情報システム「しずマップ」
(<https://city.shizuoka.geocloud.jp/>) の「洪水ハザードマップ」内
(閲覧方法は「別紙」のとおり)

【問合せ】

〈ハザードマップの利用と避難に関すること〉

◆静岡市危機管理局危機管理課(静岡庁舎新館 3 階)

◆担当：杉村、仁藤 ◆電話：054-221-1236

〈雨水出水浸水想定区域の指定と浸水に関すること〉

◆静岡市建設局土木部河川課(静岡庁舎新館 6 階)

◆担当：鈴木（亘）、鈴木（孝） ◆電話：054-221-1342